

「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」の一部改正 に関するパブリック・コメント（意見公募）のお知らせ

令和8年 10 月 13 日
生活安全部 人身安全少年課

岩手県警察本部では、「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（以下、「条例」と記します。）」の一部改正を検討しています。

つきましては、改正の参考とするため、県民の皆様のご意見を公募しますので、下記によりお寄せくださるようお願いします。

記

1 条例改正の趣旨・概要等

「『公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例』の一部改正について」をクリックして、ご覧ください。

2 意見の公募期間

令和8年 10 月 13 日（火）から令和8年 11 月 13 日（金）まで【必着。ただし、郵送の場合は当日の消印有効】

3 意見の提出方法

- (1) 電子メール、郵送（手紙・はがき）、ファクシミリのいずれかの方法により、公募期間中に下記へ提出してください。

なお、電話による意見の受付は行いませんので、ご了承ください。

電子メール	E-mail DF0010@pref.iwate.jp
郵送	〒020-8540 盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部生活安全部 人身安全少年課 条例改正担当
ファクシミリ	019-653-2110

- (2) 意見の提出に当たっては別添記載例を参考の上、次の点にご注意ください。

意見の提出のしかた	1 意見の冒頭には、「パブリック・コメントについて」など、要旨が分かるよう標題をつけてください。 2 意見の記述は、具体的かつ簡潔なものとしてください。 3 住所・氏名・電話番号（以上は必須）、及び性別・年齢についてお知らせください。
-----------	---

4 お寄せいただいた意見の取扱い

皆様からいただいたご意見は、次のように取り扱います。

なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

意見の取扱い	1 最終案の取りまとめに向けた参考とします。 2 プライバシーの保護に十分配慮した上で、ホームページ等で公表します（類似のご意見は集約します）。
--------	---

5 お問い合わせ先

生活安全部 人身安全少年課 条例改正担当【電話 019-653-0110（代表）】